

第5章 自殺対策計画の推進体制

1. 計画の推進体制

自殺予防対策においては、そのリスクとなる課題を早期に発見し、ひとつひとつ解決していくことが重要であり、そのためには、庁内関係各課との横断的な連携のほか、関係機関、団体との連絡・調整も必要となります。

計画の総合的・効果的な推進に向けて、庁内関係各課及び関係機関、団体との連携を図り、基本施策等の取組内容に応じて、広く市民や関係者などの協力を得ながら、主体となる関係課が連携してその対応にあたり推進していきます。

2. 計画の進捗管理

本計画に基づく自殺対策の取り組みを着実に推進するために、うるま市自殺対策推進本部会議において、進捗状況の報告、確認、課題等の情報を共有していきます。

また、うるま市健康づくり推進協議会においては、庁内会議等で出された取り組み状況や課題等を報告し、意見交換を行い継続的な改善を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

【図12】PDCAサイクルのイメージ

